

# 議 事 録

第 1 2 回

東村農業委員会総会

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

## 東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成30年12月25日(火) 午後2時00分～午後16時30分
2. 開催場所：東村役場 大会議室
3. 出席委員：農業委員（6人）

|        |         |          |         |
|--------|---------|----------|---------|
| 1番（会長） | 肥 後 豊 光 | 2番（委員）   | 渡 邊 勉   |
| 3番（委員） | 吉 元 博   | 5番（委員）   | 喜屋武 美恵子 |
| 6番（委員） | 比 嘉 昌 太 | 7番（職務代理） | 宮 城 善 則 |

### 農地利用最適化推進委員（4人）

|         |         |
|---------|---------|
| 金 城 良 信 | 宮 城 哲 也 |
| 親 泊 康 博 | 奥 本 弘 幸 |
| 外 間 一 功 |         |

4. 欠席委員： 推進委員 奥本 弘幸
5. 議事録署名委員： 5番 喜屋武 美恵子 6番 比嘉 昌太
6. 書 記：農業委員会事務局 久高将治
7. 議 案：議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第25号 農用地利用集積計画書（案）に係る意見決定について

議長 ただいまより、平成30年第12回東村農業委員会総会を開催致します。会議の出欠状況を報告致します。農業委員の出席者6名、欠席者0名です。よって、本日の会議は、会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に会議規則第13条の規定により、本日の議事録署名委員に、5番喜屋武委員と、6番比嘉委員を指名致します。

また、書記には、事務局の久高を指名致します。お手元に配布してありますように、本会議に提出されております案件は、議案第24号から議案第25号までの2件となっております。

(3条①)

議長 それでは、議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号19について、事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容書略)

以上につきましては、字有銘石田原地内の農地の売買に係るもので、譲受人は農地法第3条第2項各号には該当せず、営農計画どおり行えば、許可要件を全て満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号19について、討論を省略し審議結果を可とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしとのことですので、議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号19について、審議結果を可とすることに決定されました。

(3条②)

議長 次に、議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号20及び整理番号21については関連いたしますので、一括して事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容書略)  
以上につきましては、字宮城サジ原及び字平良中原地内の農地の区分地上権の設定に係るもので、これについては、農地法第3条第2項各号の要件を満たす必要は無く、当該農地の権利を有する者との間で賃貸借による設定を行っており、また、営農型発電に係る農地法第5条の許可が県知事より出ておりますので、事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。  
御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号20及び整理番号21について、討論を省略し審議結果を可とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしとのことですので、議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号20及び整理番号21について、審議結果を可とすることに決定されました。

(集積計画)

議長 次に、議案第25号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号9について、事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字宮城美里原地内の農地の賃貸借設定に係るもので、担い手への農地集積を目的とするものであり、基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすものと判断いたしました。  
従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。  
御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第25号、

農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定の整理番号 9 について、  
討論を省略し審議結果を可とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長       ご異議なしとのことでありますので、議案第 25 号、農用地利用集  
積計画書(案)にかかる意見決定の整理番号 9 について、審議結果を  
可とすることに決定されました。

議 長       以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして  
第 12 回東村農業委員会総会を閉会致します。皆さんお疲れ様でした。